

譲受をご検討の方へ【FAプラン】

M&Aアドバイザー業務に加え、企業調査(DD)対応・中小企業事業再編投資損失準備金の申請支援を含みます

(1) 中間報酬【基本合意書等締結時】

成約手数料の20%(最低額は500万円) ※消費税別

※基本合意到達までの役務対価となるため、取引が完了しなかった場合でも返還されないものとします。(取引完了時には成約手数料に充当されます)

※暫定計算した成約手数料の20%をいただいております。

(2) 企業調査着手金【DD着手時】

譲渡案件の総資産価額に応じて個別見積り

※DDの役務対価としての手数料となるため、DD着手済みの場合は取引が完了しなかった場合でも返還されないものとします。(取引完了時には成約手数料に充当されます)

(3) 成約手数料【取引完了時】

①<成約手数料計算テーブル> ※消費税別

譲受対価		手数料率又額
2億円以下の部分		②の算定結果
2億円超	10億円以下の部分	5%
10億円超	30億円以下の部分	4%
30億円超	50億円以下の部分	3%
50億円超	100億円以下の部分	2%
100億円超		1%

②<成約手数料最低金額テーブル> ※消費税別

簿価総資産価額		成約手数料最低金額
2億円以下		2,000万円
2億円超	10億円以下	2,500万円
10億円超	30億円以下	3,000万円

※簿価総資産価額が30億を超える場合には個別見積りとなりますので、別途担当者にご確認ください。

(計算例)

簿価総資産価額 2億円	譲受対価 3億円 の場合	
2億円以下の部分	= 2,000 万円	… 合計 2,500 万円(税別)
2億円超 10億円以下の部分→ 1億円 × 5%	= 500 万円	
簿価総資産価額 6億円	譲受対価 3億円 の場合	
2億円以下の部分	= 2,500 万円	… 合計 3,000 万円(税別)
2億円超 10億円以下の部分→ 1億円 × 5%	= 500 万円	
簿価総資産価額 15億円	譲受対価 11億円 の場合	
2億円以下の部分	= 3,000 万円	… 合計 7,400 万円(税別)
2億円超 10億円以下の部分→ 8億円 × 5%	= 4,000 万円	
10億円超 30億円以下の部分→ 1億円 × 4%	= 400 万円	

※詳細はアドバイザー契約書・重要事項説明書をご確認ください。

※(1) 中間報酬と(2) 企業調査着手金は、それぞれ独立した報酬項目であり、別途個別に計算いたします。

※実質的な譲受対価の一部とみなされる役員退職金、役員借入金の返済等は譲受対価として計算いたします。

※譲渡企業またはその株主が海外に関係会社・事業所・工場を保有する場合、または海外の企業に本件取引に関連するデューデリジェンスが実施される場合は、成約手数料とは別途費用が発生する場合がございます。

※海外の譲渡企業を譲り受ける場合には、別の成約手数料テーブルとなります。

※組織再編やグループ再編などを伴う場合は別途手続き費用が発生する場合がございます。

■上記報酬に含まれないもの

- ・特殊な市場調査や技術評価、経営計画作成費用
- ・登記費用及び公認会計士・税理士・弁護士・不動産鑑定士等の専門家費用の実費
- ・譲渡企業の海外事業所等訪問時の通訳費、当社及び貴社関係者の交通費、宿泊費

■別途ご相談となるもの

- ・譲渡企業が関係会社や事業所を多数保有する場合

※ご不明点は別途お問い合わせください。

譲渡をご検討の方へ

成約手数料【取引完了時】

<成約手数料テーブル> ※消費税別

譲渡対価		手数料率又額
2 億円以下の部分		2,000万円
2 億円超	10億円以下の部分	5%
10億円超	30億円以下の部分	4%
30億円超	50億円以下の部分	3%
50億円超	100億円以下の部分	2%
100億円超		1%

※中間報酬等はいただきません。

※成約手数料最低金額は2,000万円(税別)となります。

(計算例)

譲渡対価 2 億円の場合

2 億円以下の部分 = 2,000 万円 … 合計 2,000 万円(税別)

譲渡対価 7 億円の場合

2 億円以下の部分 = 2,000 万円
2 億円超 10億円以下の部分 → 5億円 × 5% = 2,500 万円 … 合計 4,500 万円(税別)

※詳細はアドバイザー契約書・重要事項説明書をご確認ください。

※実質的な譲渡対価の一部とみなされる役員退職金、役員借入金の返済等は譲渡対価として計算いたします。

※譲渡企業またはその株主が海外に関係会社・事業所・工場を保有する場合、または海外の企業に本件取引に関連するデューデリジェンスが実施される場合は、成約手数料とは別途500万円(税別)をご請求いたします。

※組織再編やグループ再編などを伴う場合は別途手続き費用が発生する場合がございます。

■上記報酬に含まれないもの

- ・特殊な市場調査や技術評価、経営計画作成費用
- ・登記費用及び公認会計士・税理士・弁護士・不動産鑑定士等の専門家費用の実費
- ・譲渡企業の海外事業所等訪問時の通訳費、当社及び貴社関係者の交通費、宿泊費

■別途ご相談となるもの

- ・関係会社や事業所を多数保有する場合

※ご不明点は別途お問い合わせください。